

公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2009.7
第29号

江戸時代の先祖が武士の場合

調査 「士族卒明細短冊」(請求記号 930103-11512~11537、930103-11547~11549)

調査 「卒家譜」(930103-11480-11511)

* 閲覧室書架に複製物あり

秋田藩士 (直臣) に名前あり	秋田藩士 (陪臣) に名前あり	その他 の藩士 に名前あり	名前が ない!
-----------------------	-----------------------	---------------------	------------

調査 ^ 調査 ^ 調査 ^ 調査 ^

調査 分限帳を調べる

- ・明治元年 「分限并有高」 (AH317-260-1・2)
「在々分限并有高」(AH317-261-1・2)
- ・慶応元年 「秋田藩分限帳」(A317-5)

他の年代の分限帳も確認 調査 ^

* 「古文書倶楽部」15号に当館所蔵の分限帳の一覧を載せています。

当館ホームページに載せていますので、御利用ください。

調査 「陪臣家筋取調書」(県D8-1~5)を調べる

- ・上級藩士の陪臣は系図あり 調査 ^

調査 旧秋田藩士以外の士族であった場合

ア 亀田藩

- ・「岩城家旧記」(A288.3-59)に分限帳あり
- ・「元岩崎県士族元卒分限帳」(930103-11462)に亀田藩の分限帳あり

イ 本荘藩

- ・「元本荘藩卒代々取調書」三(930103-11502~11503)
- ・「元岩崎県士族元卒分限帳」(930103-11462)に本荘藩の分限帳あり

ウ 矢島藩士 当館に關係資料なし

エ 旗本仁賀保氏家人 当館に關係資料なし

オ 鹿角郡の盛岡藩士 一部絵図以外、關係資料なし

調査 「士族卒明細短冊」・「卒家譜」に名前がない場合

ア 「士族卒明細短冊」のうち、秋田町分1、9、11、13、14が欠本で、苗字が「い、ね、な、む、や、ま、ふ、こ、え、て、あ、さ、も、せ、す」で始まる人物は、調べることができないケースがあります

イ 明治6年の段階で秋田県にいない場合、同資料に名前は出てきません。

調査 ^ に進んでみてください

御来館の前に…

過去帳や戸籍謄本をたどり、明治初期の当主の名前を確認してください。戸籍謄本による調査でも、うまくいけば明治初期の人物までたどれることができます。

調査

先祖が武士の場合

最初にお調べいただきたいのは「士族卒明細短冊」です。この資料は、明治六年(一八七三)に県内在住の士族や卒族が、自分・親・祖父の名前、禄高、そして江戸時代の役職を短冊に記し県庁に提出した短冊をまとめたものです。先祖の名前がここに記載されていれば、間違いない先祖は武士です。ただし、原本に欠本が

調査

「卒家譜」も「士族卒明細短冊」同様、明治六年に卒族が自分の家系を書き上げ、県庁に提出したものです。中には系図がついているものもあり、江戸時代まで遡ることができます。

あり、すべての士族や卒族が載っているわけではありません。

お盆 先祖への感謝の念を抱く時。今号「古文書倶楽部」では、当館所蔵の資料から江戸時代の先祖を調べる段取りを説明します。ただし！先祖調べは歴史の中に消えていった人に光をあてようというものです。その労力と時間に御覚悟の程を。

調査 系図を調べる

当館所蔵の系図は、**旧秋田藩士の家のみ**です。先祖が秋田藩士でない家の系図はありません。それでも系図はたくさんあるので、『系図目録』と から苗字を探して当該系図を探してください。

調査 先祖が作成した、また受け取った古文書があるかどうかを調べる。

- (a) 閲覧室内の所蔵資料検索システムで、キーワードを入力して調べる。
- (b) 江戸時代後期に秋田藩庁が編纂した『国典類抄』に先祖の名前があるかを調べる。(カウンター職員にお申し出ください)
- * 当館所蔵資料と『国典類抄』人物データは、当館ホームページで公開しています。エクセル形式でダウンロードして御利用ください。

江戸時代の先祖が農民や町人の場合

先祖を当館の資料から探すのは非常に困難を伴いますが、次の資料に比較的多くの秋田藩領の農民の名前が出てきます。

1 「賞之部」(A317-63 ~ 75) 13冊
江戸時代、秋田藩は善行をなした人を表彰しました。藩が表彰した人物を書き留めているのが「賞之部」です。この中には秋田藩士も含まれますが、「賞之部 百姓」(A317-68)には領内の多くの農民や町人の名前が出てきます。

2 戊辰戦争で軍功を挙げた農民や町人
慶応4年(1868)の戊辰戦争で活躍した農民・町人は「軍功二付百姓町人へ扶持米遣候人員調 附百姓町人へ帯刀並二諸役免除共」(A317-102)で名前を確認することができます。

3 山林原野其他原由取調書
明治11年(1878)秋田県は県内の私有山林の地租改正事業を進めるために、私有山林の所有者と所有面積の調査を行いました。

この調査により作成されたのが「山林原野其他原由取調書」で、秋田県公文書館では県内各郡各町村分4,689冊を所蔵しています。

これを見ると、明治11年段階の山林所有者ばかりでなく、所有権を確定するために江戸時代の土地の売買証文が書き写されている箇所もあり、そこから人名が分かるケースもあります。

御利用の際は、検索テーブルにある「山林原野其他原由取調書」の目録をご覧ください。

秋田藩士以外の先祖調べは、当館の資料では非常に困難が予測されます。

調査 及び

お探しの人物が秋田藩、ないしは亀田藩、本庄藩の武士、それも直臣であることが判明したら、分限帳をご覧ください。当館所蔵の分限帳は秋田藩のものが中心ですが、亀田藩、本庄藩の分限帳も若干所蔵しています。

調査

お探しの人物が秋田藩の陪臣である場合は、明治三年に秋田藩がとりまとめた「陪臣家筋取調書」をご覧ください。なお、「陪臣家筋取調書」も複製物が閲覧室にあります。

調査

秋田藩では藩士から系図を提出させて、それ

を城内で写す作業が行われました。当館では、その折に筆写した系図五四九四点を所蔵しています。系図の利用に際しては、まず『系図目録』と『系図目録』をご覧ください。

この二冊の目録を使いこなすことにより、中世(文化二年(一八〇五))に至る秋田藩士の出自や名前を押さえることができます。ただし、文化年間以降秋田藩では藩士の系図調査を行っていないので、幕末期の系図はありません。

調査

お探しの人物が作成したり、受け取ったりした古文書があるかもしれません。詳しくはカウンター職員にお尋ねください。

企画展のお知らせ

公文書館資料で見る 近現代秋田の交通

前期 八月二十九日(土)～九月二十三日(水)
後期 十一月十三日(金)～三十日(月)
時間 午前十時～午後五時
場所 二階特別展示室 どうぞお楽しみに!

江戸時代の先祖が農民や町人の場合

江戸時代の先祖が農民や町人の場合、当館所蔵の資料からお探しいただくのは困難を伴います。しかし、「賞之部」や戊辰戦争関連資料、そして「山林原野其他原由取調書」には比較的多くの農民や町人が書かれていますのでご覧ください。